

仙台塩釜港港湾計画書(案)

－ 軽易な変更 －

令和 6 年 3 月

仙台塩釜港港湾管理者

宮 城 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成25年5月第35回宮城県地方港湾審議会
- ・平成25年6月交通政策審議会第52回港湾分科会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成26年3月第36回宮城県地方港湾審議会
- ・平成27年3月第37回宮城県地方港湾審議会
- ・平成29年3月第45回宮城県地方港湾審議会

の議を経た仙台塩釜港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
I 港湾施設の規模及び配置	2
1 危険物取扱施設計画	2

変更理由

- 1 立地企業の要請に基づき、塩釜港区において危険物取扱施設計画を変更する。

I 港湾施設の規模及び配置

1 危険物取扱施設計画

1-1 塩釜港区

立地企業の要請に基づき、以下の施設について計画を変更する。

一本松地区

水深7.5m ドルフィン1バース（専用）[既設の変更計画]

（ 既設
水深6.5m ドルフィン1バース（専用） ）

仙台塩釜港港湾計画位置図(塩釜港区)

